

平成23年度

江差町教育委員会に関する事務の管理・執行
状 況 の 点 検 ・ 評 価 報 告 書

平成25年2月

江 差 町 教 育 委 員 会

教育委員会における教育行政に関する事務の管理・執行の状況の
点検・評価並びに町議会への報告と町民への公表について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部改正により、平成２０年より教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

点検及び評価を行うに当たっては、「教育に関する学識経験を有する方の知見の活用を図る」ものとされ、点検・評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の指摘を受けて改善していくこととなります。

江差町教育委員会は、地教行法に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民の皆さまへの説明責任を果たすため、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成２３～２７年度）を基本にした「平成２３年度教育行政執行方針」に定める基本方針及び重点目標の主な施策・事業を始めとする全ての事業について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する方々による「江差町教育委員会外部評価委員会」を設置し、同委員会から様々なご意見、ご指導をいただき、「平成２３年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」として報告書にまとめたものです。

平成２５年２月

江差町教育委員会

1. 点検・評価の義務付け

(点検・評価の義務付け)

- ・ 教育委員会は、毎年、学識経験を有する者の知見も活用しながら、自らの事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、町民に公表することが義務付けられました。※【地教行法第27条】

(教育委員会の対応)

- ・ これを受け、江差町教育委員会としては、前年度の活動状況について点検・評価を開始し、評価の実施に当たり、町内の有識者5名で構成される「江差町教育委員会外部評価委員会」から広く意見を聴取しました。(委員会設置要綱 別添)

※委嘱した外部評価委員

委員長	松崎 仁	(学校教育関係者	:	江差北小中学校評議員)
副委員長	若浜 崇	(学校教育関係者	:	元江差中学校PTA会長)
委員	辻 裕樹	(学校教育関係者	:	元南が丘小学校評議員)
委員	田畑奈央子	(社会教育関係者	:	文化協会)
委員	田畑千鶴子	(社会教育関係者	:	民生児童委員)

○会議開催月日	第1回	平成24年11月30日
	第2回	平成24年12月26日
	第3回	平成25年 1月25日
	第4回	平成25年 2月 8日

2. 点検・評価の対象及び方法

(対象)

- ・ 江差町教育委員会が所管する事務事業（総務係、学校教育係、社会教育係、地域文化係、図書館係）すべてにおいて点検・評価の対象としました。

(方法)

- ・ それぞれの係が担当している事務事業ごとに施策評価シートを江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成23～27年度）と連携する形で作成

評価シート内容

- ・ 事業の内容、対象
- ・ 事業コスト（決算額）
- ・ 事業の評価 ①**必要性**～現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうか。
②**経済・効率性**～事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費

で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価

③目的達成度～目的の達成度を評価

- ・評価 ～ 全体的な評価と課題
- ・事業の方向性 ～ 評価結果を踏まえて、今後どのように事業を進めるかの選択
- ・外部評価委員会の意見 ～ 客観的視点からの意見、助言

(参考資料等)

- 1) 平成23年度決算監査関係資料（平成23年度各会計歳入歳出決算書（関係部分抜粋）、平成23年度各会計決算に係る主要施策の成果説明書（関係部分抜粋）
議会決算委員会・監査委員会の意見
- 2) 江差町教育推進計画（江差の教育を進めるために）（平成23～27年度）
- 3) 平成23年度教育行政執行方針
- 4) 個別施策評価シート補助資料

3. 点検・評価の活用方法

外部評価委員会の評価と意見及び住民の要望意見並びに教育委員会の自己評価・課題などについて、教育委員会は、今後の事務事業や教育推進計画に反映させるよう努めるものとする。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は前条の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

江差町教育委員会外部評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、江差町教育委員会外部評価委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び第2項に基づく江差町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「評価等」という。）に関し、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、その客観性の確保を図るための意見を求めるため、江差町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が行った評価等の結果について、専門的視点から意見を述べること。
- (2) 教育委員会が行う評価等の手法並びに事務・事業の改善又は充実策について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げる事項について取りまとめた結果を教育委員会に報告すること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開できるものとする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課総務係において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

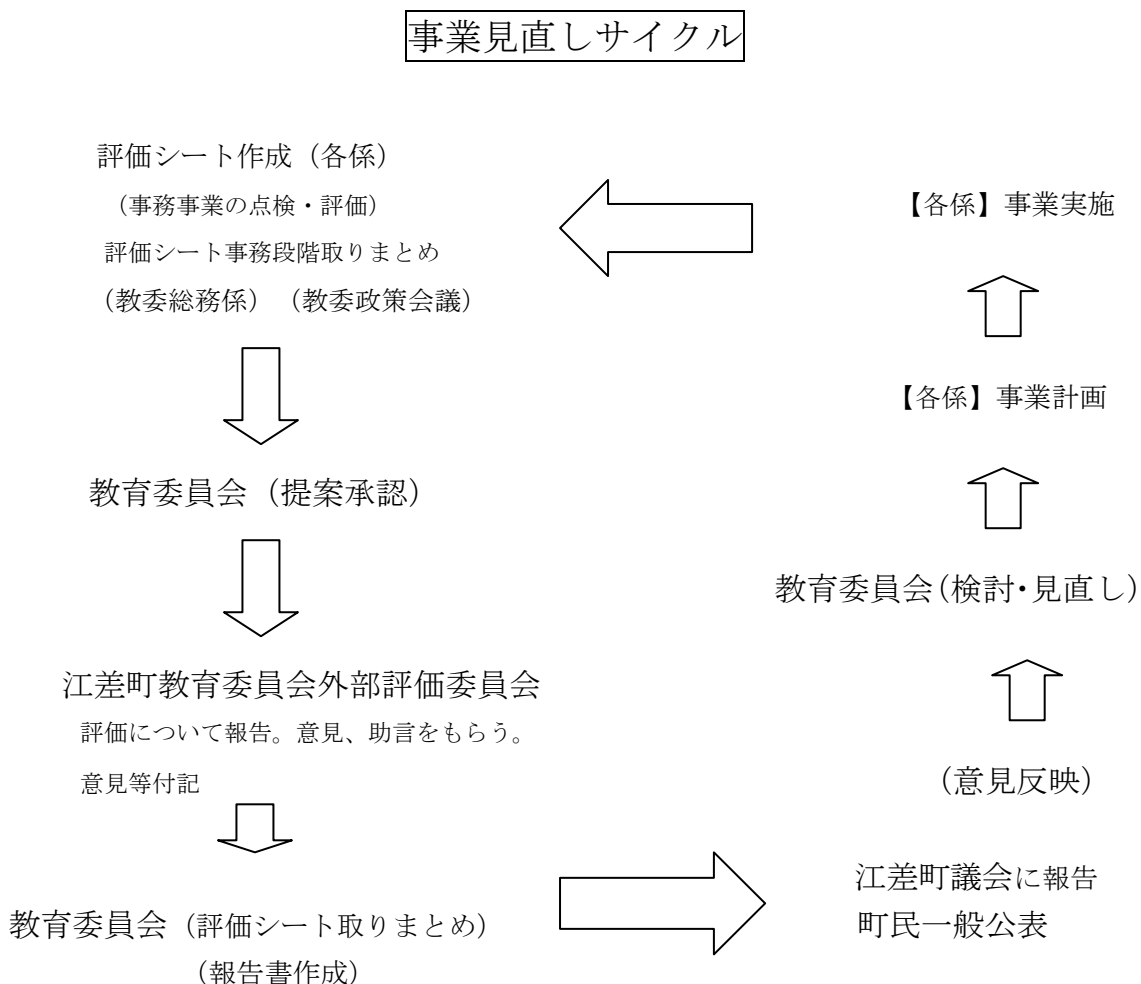
この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

●江差町教育委員会の点検・評価の流れ(概要図)

評価は各事業などについて、所管係が評価シートを作成することから始まり、教育委員会による評価を行います。この評価内容について、町民や学識経験者で構成された「江差町教育委員会外部評価委員会」にて評価内容の客観性の検証と改善に対する意見、助言等をいただくこととしています。

この外部評価を含めて、教育委員会として報告書を作成し、議会へ報告するとともに公表します。

また、公表により町民のみなさんからいただく意見、要望も参考にして、今後の事業計画策定に反映し、これらのサイクルを毎年繰り返すことにより、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



■外部評価委員会の総合意見

点検・評価の総合意見は、江差町教育委員会所管事業（平成23年度）の全てについて、教育長以下教育委員会学校教育課・社会教育課職員等から説明を受け、外部評価委員会内部での質疑・議論の上、取りまとめたものです。

細分野の個別意見については、施策評価シート毎に記載してあります。

平成23年度におきましては、平成23年度から27年度の江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」が策定され、今後それに沿って各種事業が計画的に推進されることになったことは、大変喜ばしいものと考えます。

江差町は、平成22年度決算で地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）による実質公債費比率が早期健全化基準（25%）以下となり早期健全化団体を脱却しましたが、さらなる財政の健全化に向けて、実質公債費比率を18.0%以下にすることをめざしております。

この町を取り巻く財政状況が反映され、「必要性」、「経済性・効率性」にあつては、全事業ともしっかりした視点と状況把握の上に取り進められており、町民にとっていずれも必要な事業であり、経済性・効率性にあつても置かれている環境の中においては、成果が得られたものと考えます。

「目的達成度」については、創意工夫し、実施しているところではありますが、一部の事業で参加者が少ないなどの課題もみられるため、町民ニーズを的確に把握し、広報・周知の工夫をするなど改善の余地があり、事業ごとに課題を整理しながらより良い方向への検討を進め、内容の充実を図ることを希望します。

また、従来からの教育委員会主導事業から、町民主導事業への移行や官民協働で実施していく事業への取組みもさらに検討を進めてください。

以下、分野別には、特に平成23年度教育行政執行方針に着目しながらその評価について意見を述べることにします。

学校教育について

学校教育において、特に評価する点は、児童生徒・教員にとって安全で安心な教育環境の確保の面から、昨年に引き続き、学校の各種整備の計画的な進捗がなされたことです。

江差小学校校舎については、平成22年度の中央ピロティー棟の耐震工事実施に引き続き、残校舎についての実施設計単価入れ替え等が実施され、平成23年度の国の補正予算で平成24年度に繰越での工事費が確定されました。

そして、老朽化の進んでいた江差中学校については、改築の端緒となる耐力

度調査が実施され、校舎・体育館が国の交付金事業の危険改築の対象となることが判明するとともに、より良い中学校の改築が実施されるよう江差中学校整備検討委員会が設置され、検討協議の上、報告書が町へ提出され、それをもとに平成24年度において実施設計への運びとなったことは、喜ばしい限りであります。

また、江差北中学校において、将来的な特別支援学級の増加に向けて、特別教室増築計画がなされ平成24年度実施が決定したこと、さらに、各学校の維持・管理のための各種修繕事業が、取り組まれました。今後とも計画的な整備が図られるよう努力を願います。

教育推進計画中の学校教育計画に沿った取り組みにより、子どもは家庭・学校・地域の宝であり、「家庭の愛情で育てられ」「学校の学習・生活を通して磨かれ」「地域で鍛えられ光り輝く」という基本的な考え方で、未来の江差を担う「人づくり（江差っ子づくり）」を総合的に、かつ、家庭・地域・学校・教育行政がより一層、一体一丸となって、今後とも取り組んでください。

「ふるさと江差」に愛着と誇りを持った子どもを育てるため、江差追分や郷土芸能を学習活動に組み入れるほか小中9年間での文化財めぐり（ふるさと江差発見学習）など、江差の豊かな自然・文化・歴史・人材を生かした江差らしい特色ある教育活動がより学校活動の中で統一的で具体的に推進されている点を高く評価します。

「知・徳・体」の三育と「食育」の四育のバランスの取れた教育を進めていくためには、家庭・学校・地域が連携し、それぞれの教育力を高めながら進めていくことが必要です。学力向上にはTTや習熟度別授業の導入、心の健康保持にはカウンセラー導入など様々な分野で、継続して国、道の制度を積極的に活用し取り入れていくことのほか「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「挨拶運動」などに見られる誰にもわかりやすいスローガンのような具体の運動の提案・構築を検討してください。

特別な支援教育を必要とする児童生徒が、特別支援学級や普通学級内でも増加傾向にあり、現在、小学校2校へ配置している特別支援教育支援員の必要性は益々高まってきておりますので円滑な学校・学級運営が行えるよう配置校の増など一層の充実を希望します。

新学習指導要領の改訂により、小学校では5・6年生で英語教育が週1時間の必修化、中学校でも平成24年度から英語時数の増など、その充実が求められておりますので、檜山教育局のALTのさらなる活用や町ALTの再配置などを検討し、英語教育の充実や国際理解教育の推進が図られることを期待します。また、指導要領改訂に伴い必要となる指導書や柔道用具等の整備がなされましたが、引き続き配意されたい。

特色ある教育活動として北小・中学校で進めている小中一貫教育については、教員の理解のもと町教委が小・中学校の共同研究を後押しし、さらには、家庭・地域の理解・協力を得ながら小中9年間で地域の子どもを育てるという高い目標設定の上に実施されております。

教科としての算数・数学の取組み、郷土学習の体系化、中小乗り入れ授業、授業交流会、合同行事・異学年交流、部活体験、生徒指導交流会など学校内における数々の具体的な取組みが実施されてきておりますが、町内各学校や地域そしてPTA・家庭などの外部に対して目にみえる形での取組みの模索や情報の周知がより必要と考えます。これが小中一貫教育という完成型はありませんので、より良い江差型の小中一貫教育を創出していくために一層の充実を図り、その成果については早期に市街地の小中学校にも普及がされていき、江差町総体の小・中学校教育の向上が図られることを期待します。

いじめ・不登校などの問題は、滋賀県大津市の事件以後マスコミなどでも大きく報じられ、社会的に大きな問題となっておりますが、いつでもどこでも起き得ることであり、原因等もケースバイケースであることから、問題解決のための特攻策はありません。その中で、事件が起きてからの事後の処理対策というよりは、できるだけ起こさせない日常的な未然防止対策の徹底が必要と考えられますので、国や道からの指導はもとより、町教委として学校との連携のもと日常的なチェックと気配りの取組みの充実を望みます。

社会教育・スポーツ振興について

社会教育は、歴史と文化に培われた江差固有の学習素材を積極的に活用しながら、「ふるさと江差」の魅力に感動し、町民一人ひとりが郷土愛に目覚め、自主的・主体的に地域の活動や学習に、積極的に取り組む人づくりを目指すための事業を展開している点について高く評価します。

特に、親子の絆を深める体験型学習としての「冒険王クラブ事業」や、学校との融合による「夏休みスイミングスクール」「冬休みスキーレッスン」、更には「江差追分や尺八の授業」等々の実施のほか、江差町青少年健全育成会議を中心とした子どもの見守り活動やあいさつ運動を積極的に取り組まれていることを評価します。

一方で、青少年健全育成会議を構成する団体とは一定程度の地域連携が図られているものの、「地域全体」まで波及していない現状であり、町内企業団体や一般町民を巻き込んでの連携を図りながら、総合的な取組みができる環境が構築されることを期待します。

スポーツについては、人格形成・体力向上や健康長寿の礎であるとともに、多くの夢や感動を与え、爽快感・達成感・連帯感などの精神的な充足や楽しさと喜びをもたらし、活力あるまちづくりの形成に大切な役割を果たすものであり、だれもが・いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組んでいることは評価されるものであります。

そのため、体育協会やスポーツ少年団活動と連携し、各種スポーツの振興と競技力の向上が図れるよう、運動公園を始めとするスポーツ施設の適正な維持管理と活用を図るとともに、特に、檜山唯一の公認施設である運動公園陸上競技場は、24年度が公認最終年度となるため、継続して公認取得ができる体制を構築することを望みます。

芸術文化活動及び図書館活動について

芸術文化活動は、創作しても、鑑賞しても、町民の心に豊かさと潤いをもたらすものであることから、優れた芸術文化に触れる環境づくりや個性あふれる活動を推進することが大切であり、町民の芸術文化向上のため、文化会館を活用しての多種多様な活動をされていることを評価します。

一方で、子ども達が舞台芸術に触れる機会が少なくなっており、心豊かに成長するための情操を育むためにも、レベルの高い芸術鑑賞に親しむ事業を提供されるよう望みます。

文化財の保護については、貴重な歴史的遺産に対する理解を深めるとともに、大切に守り、次代に伝えていくという使命感のもと、有形・無形の文化財の保存伝承に努めていることを評価します。

特に、江差固有の地域素材を生かしながら、子ども達をはじめとする町民が郷土への理解を深めるため、24年度から本格的にスタートする「ふるさと江差発見学習」や「江差学」が、我が町に誇りと自信を持たせる事業に発展することを望みます。

図書館活動については、赤ちゃんから高齢者まで誰でもが本に親しめる環境づくりと、町民生活に密着したサービスを心がけ、所蔵する資料がない場合には、道立図書館等からの相互貸借により提供するなどの事業を推進されていることを評価します。

次年度は、平成24年度から26年度を強化期間に設定した初年度に当たり、図書館の更なる利用促進を図りながら、一人でも多くの町民が本に親しめる環境を構築されるよう望みます。

最後に、江差町教育委員会は、活動の活性化に向けて積極的な取り組みを続

けていると言えます。

今後とも点検・評価を実施し、たゆまぬ教育行政の見直しを図るとともに、これまで以上に地域の実情にあった取り組みにより、さらなる「教育の質の向上」を望みます。

■外部評価委員会の個別意見

外部評価委員会の個別評価・意見については、施策評価シート毎に記載

施設評価シート目次

学校教育課

教育委員会に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	No. 1
教育委員会事務局に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・	No. 2
教職員住宅管理、スクールバス運行事務・・・・・・・・	No. 3
小学校教育に関する学校運営及び施設管理・・・・・・・・	No. 4
小学校の教育振興に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・	No. 5
江差中学校整備、スクールバスの運行事務・・・・・・・・	No. 6
中学校教育に関する学校運営及び施設管理・・・・・・・・	No. 7
中学校の教育振興に係る事務・・・・・・・・・・・・・・・・	No. 8
幼稚園に係る運営管理、事務・・・・・・・・・・・・・・・・	No. 9
奨学金の貸付事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・	No.10

社会教育課

江差の特色を生かした青少年、家庭教育の充実・青少年健全育成のための安全安心な環境整備・親子の絆を深める子育て支援の充実・・・・・・・・	No. 1 1
現代的課題に対する学習活動の拡充・地域住民が支えあい学びあう地域活動への参加・	No. 1 2
資料収集、提供・全域サービス、すべての世代への読書推進・・・・・・・・	No. 1 3
芸術文化活動に対する支援・芸術文化に親しむ機会の拡充及び文化会館の利用促進・芸術文化環境の整備充実・・・・・・・・	No. 1 4
ふるさとの資料を集める・ふるさについて調べる・ふるさについて発信する・・・・	No. 1 5
生涯スポーツの推進・生涯スポーツの環境整備、充実・・・・・・・・	No. 1 6